

邑楽町中央公民館

Ora Town Central Community Center



MURA no MORI
HALL
むら もり
邑の森ホール



ORA TOWN
GUNMA



a. ホール(ロールバックチェア324・移動席161席・親子席4:最大485席)



ホワイエ

中央公民館は、以下の方針に沿って計画・設計され竣工しました。

- ◆生涯学習・文化振興を図る”ハレ”的舞台
- ◆活動意欲を喚起する交流施設
- ◆利用者に優しい施設
- ◆周辺施設と連携したエリア全体の活用促進
- ◆みんなが集まれる場所の創造



b. 和室

c. 創作テラス



c. 中庭



d. 2階ギャラリー



e. 会議室



f. 小会議室



g. 多目的室



h. 音楽室



i. 調理実習室



j. ボルダリングウォール

a.ホールは、舞台空間や客席規模を可変できる木質系空間で、中庭と一緒に利用することも可能な多目的ホールです。

b.和室は二間続きで、水屋も備えています。北側壁面は鏡張りとなっており、舞芸や着付けの稽古にも利用できます。また、南面に位置する広縁、創作テラスと一緒に利用することも可能です。

c.中庭に面する創作テラスは和室との連携利用のほか、中庭を見下ろす観客席や、中庭から見上げるステージなど、活動の幅が広がる屋外空間として計画されています。

d.2階ロビーから続く廊下は、専用のスポットライトを備えた約30mのギャラリー空間にもなります。

e.2階会議室は、講義形式で最大36名利用可能な中会議室が3室隣接、可動壁を開閉すると100名対応の大会議室となります。

f.小会議室は、最大18名利用可能な部屋です。多目的な利用を想定し、壁面が鏡張りになっています。

g.1階多目的室(上足対応部屋)、音楽室(h)には大型鏡とそれを隠せるカーテンを設置しています。また音響装置、モニターを備え、大人数が出演する際の樂屋としても利用可能です。

h.音楽室、スタジオは前室を備えた完全防音室となっています。

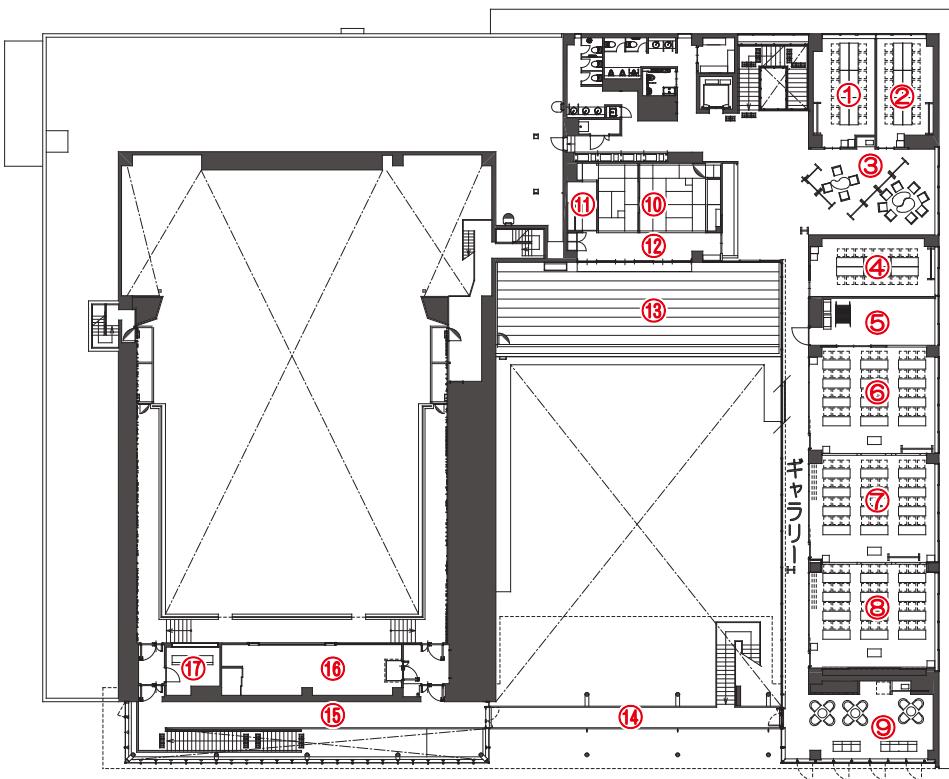
i.調理実習室にはコンビネーションレンジや、大型調理台を備え、製菓、製麺等様々な実習に対応可能です。(上足対応部屋)

j.1階ラウンジには子ども用のボルダリングウォールが設置されています。

■その他

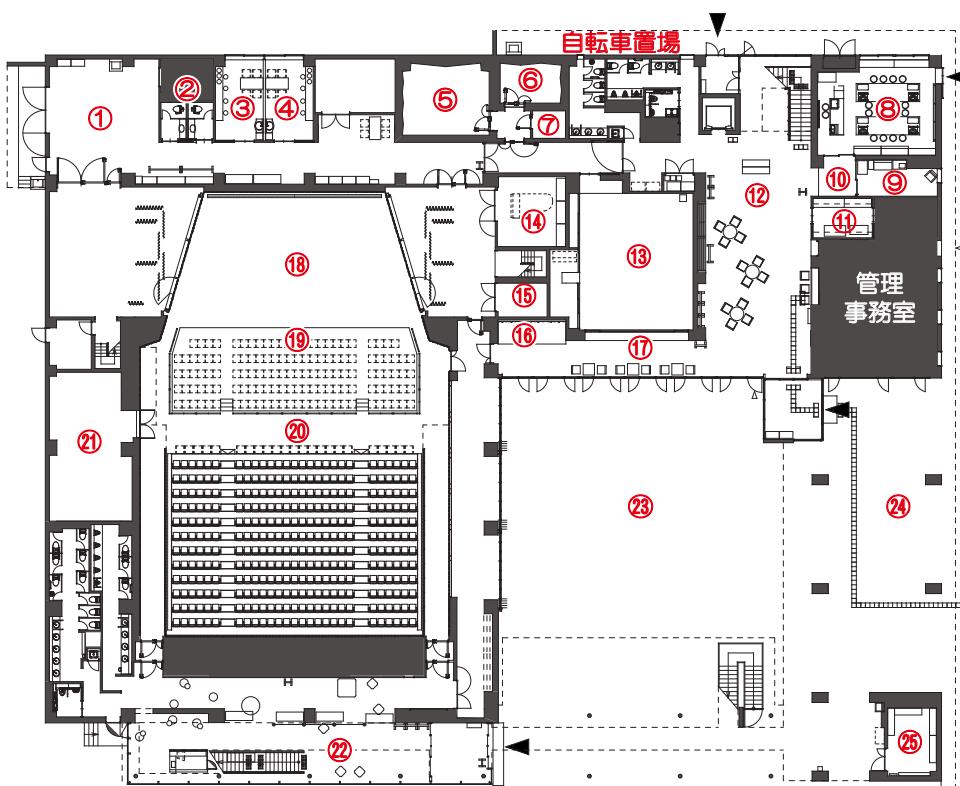
施設各所にピクチャーレールを設けているほか、可動式パネルも利用でき作品展、公民館まつりなどにおける展示空間を確保しました。

2階案内図



- ①小会議室1 (27 m²)
- ②小会議室2 (25 m²)
- ③ミーティングコーナー (47 m²)
- ④小会議室3 (30 m²)
- ⑤2階倉庫 (24 m²)
- ⑥中会議室1 (57 m²)
- ⑦中会議室2 (57 m²)
- ⑧中会議室3 (55 m²)
- ⑨展望ラウンジ (34 m²)
- ⑩和室 (7.5+12.5畳)
- ⑪和室倉庫
- ⑫広縁 (14 m²)
- ⑬創作テラス (101 m²)
- ⑭屋外ブリッジ
- ⑮ホワイエ
- ⑯調整室
- ⑰親子席 (10 m²)

1階案内図



- ①搬入口 (56 m²)
- ②楽屋トイレ
- ③楽屋1 (16 m²)
- ④楽屋2 (16 m²)
- ⑤音楽室 (26 m²)
- ⑥スタジオ (10 m²)
- ⑦音楽倉庫
- ⑧調理実習室 (44 m²)
- ⑨保育室 (11 m²)
- ⑩踏込
- ⑪印刷室
- ⑫エントランスロビー (93 m²)
- ⑬多目的室 (65 m²)
- ⑭ピアノ庫 (20 m²)
- ⑮舞台倉庫
- ⑯ボルダリングウォール
- ⑰ラウンジ (32 m²)
- ⑱舞台 (149 m²)
- ⑲昇降迫り (88 m²)
- ⑳ホール (542 m²舞台含む)
- ㉑ホール倉庫 (50 m²)
- ㉒ホワイエ (77 m²)
- ㉓中庭 (338 m²)
- ㉔ピロティ (225 m²)
- ㉕屋外倉庫 (84 m²)

ホールの特徴

1. 開閉するホール側壁

ホール上手側の壁面は可動型の遮音間仕切りとなっています。側壁を開放することで中庭からホールまで一体の空間として利用することができ、舞台演出や演目の可能性が広がります。(①)

側壁を閉じると静音空間が確保され、「力強く」「一体感のある」音空間となります。(②)

設計シミュレーションによるホール残響時間は、反射板形式(右ページ参照)において、空席時1.46秒、満席時1.32秒となっています。



①ホール側壁を開放した状態



②ホール側壁を閉じた状態



③迫りを上げた状態

2. 昇降する客席迫り

ホール前方には昇降式の舞台兼客席スペースがあります。高さは-72cmから+72cmまで可動し、自由な位置に高さを設定することもできます。③のように迫りを上げ、舞台として使用したり、④のように迫りを下げて客席スペースとして使用することを基本としておりますが、迫りを20cm程度下げ、子ども席として利用するなど多用途な利用が可能となっています。

3. 集客規模に応じて設定できる座席構成

移動観覧席(ロールバックチェア)は3段階に切り替えることができます。それにより座席構成も観覧席を収納した平戸間空間から485席のホールまで最大5種類の構成を作ることができます。用途や収容人数規模に応じた使い分けができます。(右ページ参照)

ダンスなどのパフォーマンスにおいては観覧席を少なく、平らな舞台空間を広く設定することもできます。ホール空間としても485席、131席など客席規模に応じた設定ができます。

4. バリアフリーへの配慮

ホールは、客席から舞台、楽屋等のバックヤードまで全て床の高さが段差なく同じに揃えられ、車椅子でどこへでも移動することができ、演者としても来場者としても制限のない移動が可能です。また、県内でも数少ない難聴者支援システム(ヒアリングループ)を全席に設置しております。

移動観覧席の最前列は肘付スタッキングチェアによる座席構成になっているため、場所を固定しない車椅子席を最大15席程度設けることができます。



③迫りを上げた状態



③迫りを上げた状態

5. 演目の可能性を引き出す舞台パターン

舞台空間は可動の側反(反射板)と袖幕等設備を調整することで、5パターン以上の空間を用意しております。側反1は180度旋回するため、舞台間口も7間、9間から選択できます。

舞台、客席の上部にはそれぞれ3本のキャットウォークと、バトンは舞台上に4本(電動)、昇降迫り上部1本(手動)を備えており、舞台演目や形式に制限されることなく自在に照明・音響機器を配置することができます。

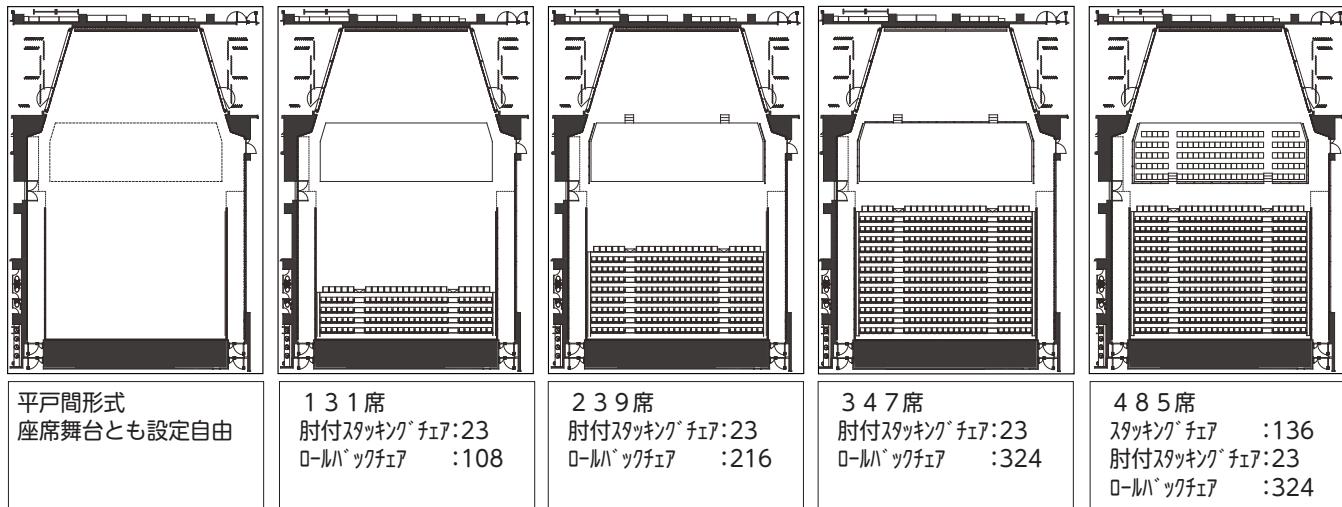


④迫りを下げた状態

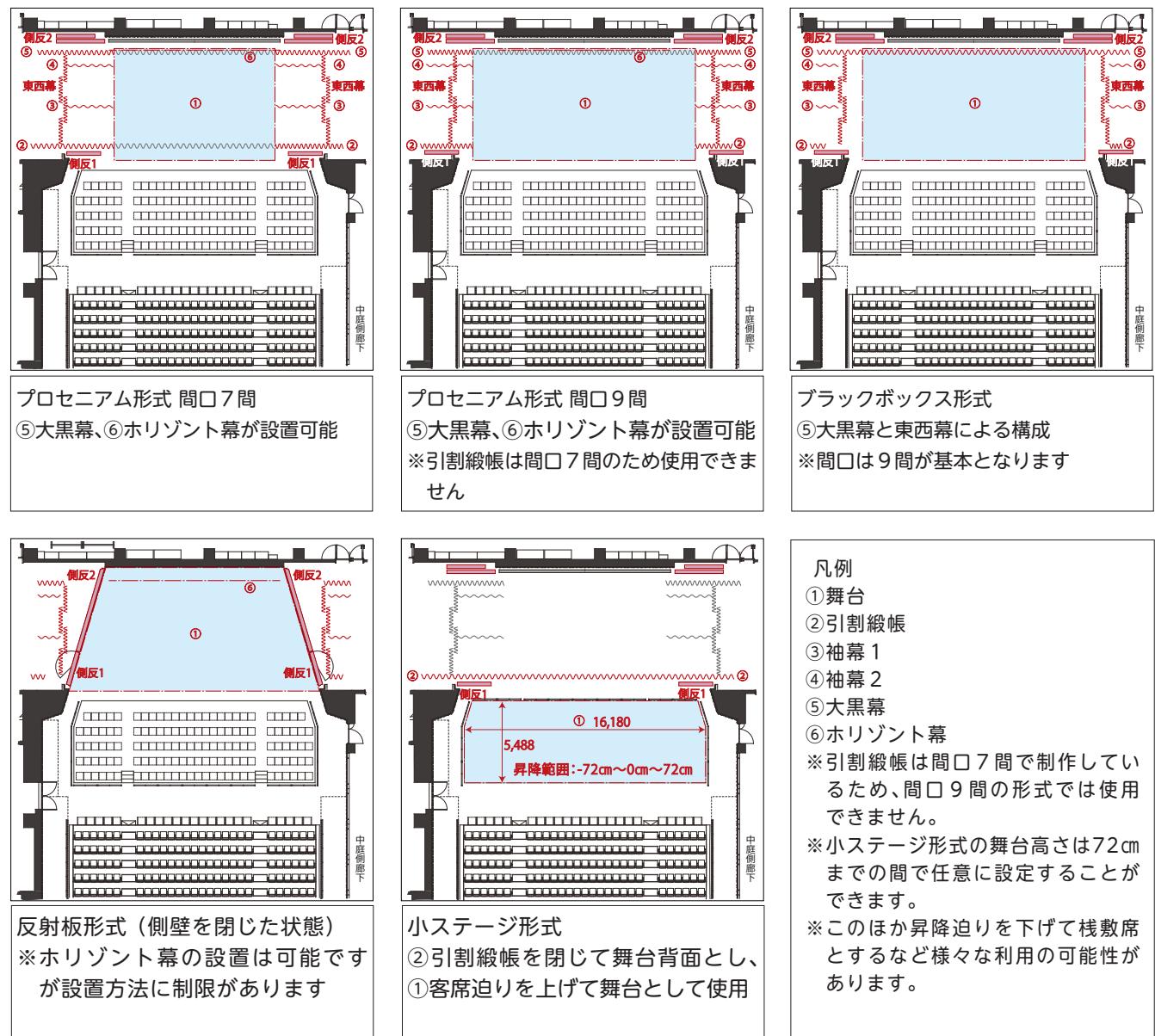
6. ホール室内音響のコンセプト

このホールは昇降迫り、可動壁や演劇用吸音幕など様々な仕掛けがありますが、オーソドックスなクラシックホールとしても上質な音響特性が確保できるよう配慮されています。

- ・「力強く」「一体感のある」音空間：音声伝達において重要な直接音の確保
- ・「レスポンスがよく」「臨場感のある」音空間：初期反射音の確保
- ・「暖かみ」「広がり」のある音空間：ルーバーを用いた拡散体を採用
- ・「音のムラのない空間」：客席天井や壁形状を検討



集客規模に応じて設定できる座席構成



演目の可能性を引き出す舞台パターン

【邑楽町中央公民館の利用について】

1. 開館時間等

- (1) 開館時間:火曜日から日曜日の午前9時から午後10時まで
- (2) 休館日:毎週月曜日、年末年始(12月29日～翌年の1月3日)、臨時休館日
※月曜日以外の祝日は開館しています。
- (3) 利用時間の基準:登録団体は1回3時間程度(ホールは除く)、一般団体は制限なし
※ただし、各室の申込状況によっては一定の制限をさせていただく場合があります。

2. 予約受付等について

- (1) 予約受付開始時期

- ①公民館部分(小会議室、中会議室、和室、多目的室、音楽室、調理実習室)
 - ・邑楽町中央公民館に団体登録が認められた社会教育活動を行う利用団体、社会教育関係団体及び公共団体については、月の最初の日(通常1日、1日が月曜日等で休館日の場合、月最初の開館日)から、翌々月の末日までの利用予定に対し予約を受け付けます。
 - ・団体登録をしていない一般の団体、サークル等については、月の最初の日(通常1日、1日が月曜日等で休館日の場合、月最初の開館日)から、翌月の末日までの利用予定に対し予約を受け付けます。

- ②スタジオ
 - ・団体で利用する場合は、月の最初の日(通常1日、1日が月曜日等で休館日の場合、月最初の開館日)から、翌月の末日までの利用予定に対し予約を受け付けます。
 - ・個人で利用する場合は、当日及び翌日の利用予定に対し予約を受け付けます。

- ③ホール部分
 - ・月の最初の日(通常1日、1日が月曜日等で休館日の場合、月最初の開館日)から、6か月先の日が属する月の末日までの利用予定に対し予約を受け付けます。

- ④楽屋
 - ・ホール利用と合わせて予約可能です。
 - ・予約がなく、他の会議室等が利用できない場合に限り、小会議室(4名程度)としての利用予約も可能です。その場合は①と同様となります。

- (2) 申込方法

- ①邑楽町中央公民館管理事務室窓口で、所定の使用許可申請書に必要事項を記入し、お申込みください。
- ②月の最初の日(通常1日、1日が月曜日等で休館日の場合、月最初の開館日)は、邑楽町中央公民館管理事務室窓口でのみ予約を受け付けます。翌日以降からは、電話による仮予約の申込みも受け付けます。仮予約後は1週間以内に①を行ってください。

- (3) 受付時間

開館日の午前9時から午後10時まで。

3. 利用関係について

- (1) 使用料

- ①施設及び付属設備等は、一部を除き全て有料です。使用料については別表をご覧ください。
- ②施設の使用料は、諸室使用時に納付していただきます。
- ③既納の使用料は、特別の場合を除きお返しできません。

- (2) 利用時間

- ①使用時間には、仕込み、準備、観客の入場及び退場、後片付け等の時間を含みますので、時間内に全て終了するよう時間を厳守してください。
- ②使用当日、やむを得ない事情により許可時間を超えて利用したい場合は、必ず事前に管理事務室で許可を得てください。

- (3) 使用上のお願い、確認事項

- ①予約した部屋等を他の団体等に又貸しをしないでください。
- ②館内は敷地内を含め全て禁煙です。
- ③ゴミや持ち込んだ器具等は、全て持ち帰ってください。
- ④使用後は清掃を行い、邑楽町中央公民館が定めたように机・椅子等を整頓してください。
- ⑤照明やエアコン等は確実に消してください。
- ⑥調理実習室については、調理器具等の片付けを確実に行い、ガスコンロの元栓も忘れずに閉めてください。また、冷蔵庫の中まで確認し、持ち込んだ物品は全て持ち帰ってください。
- ⑦使用後は、戸締まりを済ませ、「使用報告カード」と鍵を管理事務室に返却してください。
- ⑧利用をキャンセルするときは必ず連絡してください。

4. ホール利用事前準備について

- (1) 事前打合せ

- ①催し物を円滑に進めるため、利用日の30日～15日前までに、舞台進行、利用方法、遵守事項、その他必要な事項等について、担当職員・技術スタッフと詳しい打合せをしてください。打合せをしない場合は、当日の対応ができなくなりますのでご注意ください。
- ②催し物のプログラム、進行スケジュール等をご持参ください。
※プログラム、チラシ等の印刷を予定されている場合は、印刷前に内容について職員に確認を得てください。

- (2) 関係機関への届出

- ステージ等にて裸火やスマーカーなどを使用するなど関係機関への届出等が必要な場合は、事前に手続を行ってください。

- ※例 禁止行為の解除:邑楽消防署

音楽著作権関係:日本音楽著作権協会 大宮支部

- (3) 施設利用に必要な人員の手配

- ①使用者は必ず会場責任者を置いてください。会場責任者が責任を持って連絡を行ってください。
- ②舞台設備設置及び撤収、扉係、入場券の整理、案内、放送、もぎり、接待等に必要な人員は使用者側で手配してください。

- (4) 使用者側で用意するもの

- 看板、舞台装飾品、事務用品、茶葉等の消耗品は使用者側で用意してください。

5. ホール利用上の注意

- (1) 注意事項

- 使用者は、次のことについて関係者及び入場者に対し、責任を持つて対応してください。
- ①入場者の安全を確保すること。
- ②定員を超えての入場をさせないこと。
- ③使用の承認を受けていない部屋、設備等を使用しないこと。
- ④施設等を汚損、損傷、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。

汚損等をした場合は、直ちに管理事務室へ申し出ること。

- ⑤消防署の許可を得ないで火気等を絶対に使用しないこと。
- ⑥火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。
- ⑦騒音又は大声を発すること等により他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ⑧動物を持ち込まないこと。
- ⑨他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- ⑩邑楽町中央公民館の許可を受けない広告類の掲示、配布、物品の販売、寄付行為、展示、撮影その他これらに類する行為をしないこと。
- ⑪その他、職員及び技術スタッフの指示に従うこと。

- (2) ホール内の飲食

ホール内は原則飲食禁止です。来場者にアナウンス等で周知をお願いします。ホール以外の諸室、共用部については飲食可です。

- (3) 現状復帰

施設及び付属設備等の利用終了後は、現状復帰し、職員・技術スタッフの点検を受けてください。なお、施設等を汚損、損傷、又は滅失した場合は、相当額での賠償をしていただきます。

- (4) 使用許可の取消

次の場合は使用許可できません。また、既に許可している場合でも取り消すことがあります。

- ①公の許可又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- ②施設又は付属設備等を破壊するおそれがあるとき。
- ③施設の使用目的に反するおそれがあるとき。
- ④ホールの管理上支障があるとき。
- ⑤条例、規則、使用許可条件及び、これに基づくホール職員の指示に従わないとき。
- ⑥集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。
- ⑦偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- ⑧その他教育委員会が使用を不適当と認めるとき。

邑楽町中央公民館諸室使用料一覧表		※使用時間には準備及び片付けの時間も含む		単位	使用料
年間登録団体（教育委員会規則に定める団体をいう。）が使用する場合		ホール及びスタジオを除く各室		1年度につき	2,000円
上記以外の場合	小会議室		1時間につき	100円	
	中会議室		1時間につき	200円	
	和室		1時間につき	100円	
	調理実習室		1時間につき	200円	
	多目的室		1時間につき	200円	
	音楽室 1人で使用する場合		1時間につき	300円	
	上記以外の場合		1時間につき	500円	
	スタジオ 1人で使用する場合		1時間につき	300円	
上記以外の場合			1時間につき	500円	
楽屋			1時間につき	100円	

※1 使用料は1時間単位で計算するものとする。 ※2 この表の「ホール及びスタジオを除く各室」の1年度当たりの使用料を納付した年間登録団体は、当該納入に係る年度中この表の区分にあげるホール及びスタジオ以外の施設を教育委員会の定めるところにより使用することができる。 ※3 使用者が施設（ホールを除く）の使用に当たり来場者から入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」と）を徴収する場合の当該施設の使用料の額は、この表にあげる使用料の額の2倍に相当する額とする。 ※4 年間登録団体がその登録に係る施設の使用に当たり、来場者から入場料等を徴収するときは、この表にあげる1年度当たりの使用料の納入にかかわらず、当該施設の1時間当たりの使用料の2倍に相当する額を使用する時間に応じて別途徴収するものとする。

邑楽町中央公民館ホール使用料一覧表		※使用時間には準備及び片付けの時間も含む		単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	舞台のみを使用する場合	平日	1時間につき	1,000円	
		土日祝日	1時間につき	1,200円	
	観覧席のみを使用する場合	平日	1時間につき	2,000円	
		土日祝日	1時間につき	2,400円	
	舞台及び観覧席を使用する場合	平日	1時間につき	2,500円	
		土日祝日	1時間につき	3,000円	
	来場者から1人当たり500円以下の入場料等を徴収する場合	平日	1時間につき	3,750円	
		土日祝日	1時間につき	4,500円	
入場料等を徴収する場合	来場者から1人当たり500円を超える1,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日	1時間につき	5,000円	
		土日祝日	1時間につき	6,000円	
	来場者から1人当たり1,000円を超える3,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日	1時間につき	6,250円	
		土日祝日	1時間につき	7,500円	
来場者から1人当たり3,000円を超える入場料等を徴収する場合		平日	1時間につき	7,500円	
		土日祝日	1時間につき	9,000円	

邑楽町中央公民館ホール付属設備使用料一覧表		単位	使用料
音響セット	小 拡声装置一式、マイク4本まで及び周辺機器一式（再生機能の使用に限る）	1回につき	1,000円
	中 拡声装置一式、マイク6本まで及び周辺機器一式	1回につき	3,000円
	大 拡声装置一式、マイク一式及び周辺機器一式又は拡声装置一式及び移動音響機材一式	1回につき	5,000円
照明セット	小 調光システム一式、プロジェクター及び基本照明設備（小）	1回につき	5,000円
	中 調光システム一式、プロジェクター、基本照明設備（中）及び移動照明機材	1回につき	10,000円
	大 調光システム一式、プロジェクター、基本照明設備（大）、移動照明機材一式及びスモークマシン	1回につき	20,000円
道具セット	小 演台、司会台、つり看板、長テーブル4台まで、椅子20脚まで及び平台（箱足、開き足等の補助道具を含む。以下同じ）10台まで	1回につき	1,000円
	中 演台、司会台、つり看板、長テーブル10台まで、椅子30脚まで、高座関係道具一式及び平台20台まで	1回につき	3,000円
	大 演台、司会台、つり看板、長テーブル一式、椅子一式、高座関係道具一式、金屏風、幕、大道具類及び平台一式	1回につき	5,000円
リノリウム		1回につき	3,000円
スクリーン		1回につき	2,000円
クラシックセット	小 反射板、指揮者台、指揮者譜面台、譜面台30台まで及び演奏者用椅子30脚まで	1回につき	2,000円
	大 反射板、指揮者台、指揮者譜面台、譜面台一式及び演奏者用椅子一式	1回につき	3,000円
ピアノ	入場料等を徴収しない場合	1回につき	1,000円
	来場者から1人当たり500円以下の入場料等を徴収する場合	1時間につき	1,500円
	来場者から1人当たり500円を超える1,000円以下の入場料等を徴収する場合	1時間につき	2,000円
	来場者から1人当たり1,000円を超える3,000円以下の入場料等を徴収する場合	1時間につき	2,500円
	来場者から1人当たり3,000円を超える入場料等を徴収する場合	1時間につき	3,000円
持参した電気機器を使用する場合		当該機器ごとの消費電力1kwhにつき	100円

※1 使用料は1時間単位で計算するものとする。 ※2 「1回につき」とは、同日中における1回の使用をいい、連続する複数の日に同じ付属設備を使用する場合であっても、当該使用する日ごとにこの表の使用料を徴収するものとする。 ※3 使用者が中央公民館ホールの使用に当たり来場者から入場料等又はこれに類するものを徴収する場合の当該ホールの付属設備（ピアノを除く）の使用料の額は、この表に掲げる使用料の額の2倍に相当する額とする。 ※4 ピアノを特別に調律する場合の費用は、使用者の負担とする。 ※5 持参した電気機器を使用する場合、持参した電気機器の消費電力が1kwh未満の端数は、1kwhとして計算するものとする。

事業概要

所在地 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2569 番1
敷地面積 8,291.09 m²

建物概要

- 建築面積 2,520.65 m²
- 延床面積 1階 2,102.82 m²
2階 1,023.96 m²
合計 3,126.78 m²
- 構造／規模 鉄筋コンクリート造、
一部鉄骨造／地上 2 階建て
- 基礎構造 杭基礎
- 最高の高さ 16.50m
- 軒の高さ 11.00m
- 主なスパン 7.8m × 7.2m
- 各階の階高 1 階 4.40m、2 階 3.8 m
- エレベーター 1 基（乗用兼車いす用、13 人乗り）

事業費

○建築工事	1,015,200,000 円
○電気設備工事	122,040,000 円
○機械設備工事	278,640,000 円
○舞台設備工事	237,600,000 円
○設計・監理業務	102,924,000 円
○測量、地質調査	6,674,400 円
○備品	173,728,691 円
●総事業費	1,936,807,091 円

財源内訳

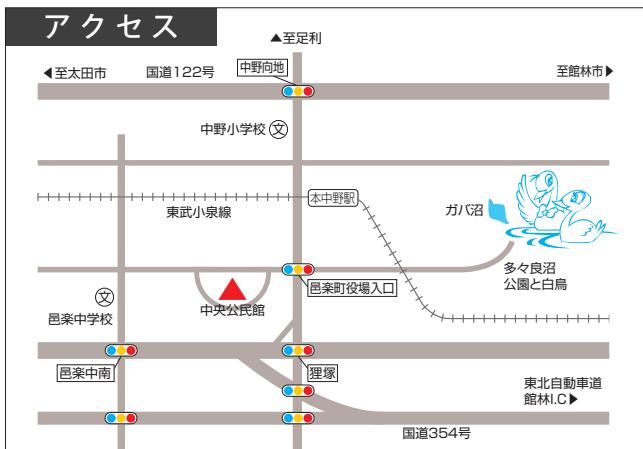
- 社会資本整備総合交付金 697,600,000 円
(都市再生整備計画事業)
- 社会教育施設建設基金 652,100,000 円
- 公共施設等整備基金 58,000,000 円
- 地方債 480,000,000 円
- その他 49,107,091 円

施工業者

- 設計監理 (株)日総建
- 建築工事 徳川・河本邑楽町中央公民館
建設工事(建築工事)特定建設
工事共同企業体
- 電気設備工事 門倉テクノ(株)
- 機械設備工事 パナソニック関東設備(株)
- 舞台設備工事 三精テクノロジーズ(株)
- 地質調査 三陽技術コンサルタンツ(株)
- 測量 (有)金子測量設計

工事期間

○平成 28 年 9 月 6 日～平成 30 年 4 月 30 日



Yonago Town Central Public Hall
住所 〒370-0603
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2569 番地 1
電話 0276-88-1177
FAX 0276-88-2111
開館時間 午前 9 時～午後 10 時
休館日 毎週月曜日と年末年始
URL <https://www.ora-ph.jp/>

